

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策  
住 民 説 明 会 及 び 意 見 交 換 会

日 時：平成19年7月19日（木曜日）

午後2時00分から

場 所：村田町沼辺地区公民館

司会 それでは、ただいまから竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策住民説明会及び意見交換会を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県の環境生活部長からごあいさつ申し上げます。

環境生活部長（三部） 皆さん、こんにちは。きょうは大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

これまで、説明会というときには村井知事が一緒に参ってきておったわけですが、きょうはちょっとほかの仕事の関係で参ることができませんでした。私、環境生活部長の三部といいますが、我々以下できょうお進め申し上げながら、意見を承ってまいりたいというふうなに考えてございます。

この竹の内産廃処分場につきましては、相当な期間といたしますか、時間がたっております。平成元年あるいは2年ごろから数えましても17、8年近くなるということでございます。その間、さまざまな面で、特に地元の方々には不安なり問題なりということでも出られてきたことに対しまして、特に平成11年1月だったと思えますけれども、資料によりますと、私からすれば資料を読んでいた中では、硫化水素ガスの発生なりがあって、地区の方々からさまざまな苦情なり意見なりが私どもの保健所の方に相当出ておったということでございます。そういったことの中で十分な監視なり管理なり、事業所指導できなかったことに対しまして、改めておわび申し上げます。

その後、13年、14年のあたりから、県として、前知事の時代になりますけれども、緊急対策あるいはまた恒久的、あるいは恒久対策といったものについて、地元の方々のご意見を踏まえながら進めてきたことについては、私よりも、きょうお集まりの方々、きょうご存じのところでございますが、具体的に申し上げますと、平成17年度と18年度、昨年度と一昨年度、基本設計ということもございますが、恒久的対策、我々、恒久対策というふうに呼んだりしておりますが、当面、対応していくということでも結構ですが、その方策については17年度については特に硫化水素については多機能性覆土、あるいは一般覆土を方法とした対応をとると。

それから、先日の台風4号の中で、相当町道あるいは農道等の冠水があって、通行に支障が出たということで、特に北側の町道については一方通行といたしますか、行きどまりの道路ということでなかなか車も出入りできない状態が、昨年もあったし、その前もあったということもございます。それで、暫定的な対策としてのポンプなり設置しておりますが、本線、荒川の方の改修なり含めてまだまだ不十分だということの中で、これは早急にやらずにちゃいけないということもございます。

それから、もう一つは水質面でございますが、これまで鉛などが基準を超えた状態があったりしているわけですが、これから後ほど担当の方から説明申し上げますけれども、そういったものについては私どもはP R Bということで、遮水壁とそれから鉛などを吸着する層を設けて、バリアを設けてということで考えておったわけですが、18年度、昨年度、ちょうど今ごろの時期に町の方で設置した再生検討委員会の方ではP & Tということで水をくみ上げているということで提案がございました。地元からの提案ということで、私どもも知事の指示を受けて、年末になりましたけれども、P & T工法についての効果なり、あるいは課題なり、我々が提案して申し上げておりましたP R Bとの比較などについて行った結果、合理性あるいは経済性等で我々の事例、申し上げておりましたP R Bについて工法を採用していただきたいと、地元の方でもご理解いただきたいということ、昨年の11月下旬になりましたけれども、ご説明、きょうのこの場でお話し申し上げました。

その後、町の方におきましては、議会あるいは環境審議会あるいは再生検討委員会などなどでご議論いただいて、年明けて、ことしの1月12日だったと思いますが、前町長さん含めて環境審議会の会長さんなどが立会人になりながら、知事との、県との間で協定書を結ばせていただいたということでございます。

そういったことの中で、きょうの話もその一つになるわけですが、我々が進めようとしている、県が代執行として進めようとしております工法についての状況、適宜な時期に説明申し上げて、意見を賜りながら、よりよい環境保全を進めていくつもりでございます。

きょうはちょうど、昨年度終えた基本設計、それにつきましては国の方の許可を得まして事業スタートということで、言葉で言いますと実施設計ということでございます。工事に係る実施設計を今年度から始めております。4月から始めまして約3カ月ほどたったわけですが、中間的な段階で、さっき言いましたような覆土の仕方、場所、あるいはまた排水路、どういふ断面でどういう方向にということで、そんなに大きく従来の水の流れを変えるわけではありませんけれども、そういう中間状況をきょうご説明申し上げたいというふうに思います。

そういったことの中で、秋に向けて、実施設計を完了したいというふうに思っております。つまり、特に硫化水素、ガス対策なり、特に排水対策を早急に行いまして、通常の雨では町道なり農道が浸水、冠水することのないようにと。これは、地元の要望というふうにも受けとめておりますので、そういったことを行うために早目に実施設計を終えて、年度後半にはできるだけ早い時期に工事に着工したいということでございます。

それから、もう一方、これも協定書に書いてございます。また後ほど詳しく担当の方から申し上げますけれども、私どもが行う工事、あるいは工事完了後の処分場の状態について、いわばきちんと監視、管理していかなくちゃならないということで、モニタリングということでございますが、そのモニタリングの方法について、きょうご提案申し上げながら、実は来週の、1週間、ちょうど金曜日になりますが、27日に第1回目の委員会を開く予定でございます。この中には町長さんの方からご推薦いただいた町の代表の方3人の方、それから私どもが選定いたしました7人の専門の方々など含めて10人で、県が、我々が進めようとしている工事等についての進行状況、あるいはまたそれに伴う効果を含めたモニタリングのやり方をご説明申し上げて意見を聞いていくと。これについても、今年度後半、何回かやっていきたいなと思ってございます。

ちょっと話が長くなったかと思いますが、私ども、これからしっかりと地域住民の皆さん方の健康、そして生活環境を保全する立場に立ち、もう一方、合理的な説明をしながら進めたいというふうに思っておりますので、きょうはひとつよろしくご忌憚のないご意見を賜りたいと思います。きょうはどうも大変ありがとうございます。

司会 続きまして、村田町の佐藤町長にごあいさつをお願いいたします。

村田町長（佐藤） 皆さん、こんにちは。きょうは本当にお忙しい中、ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。そしてまた、ただいま部長さんからありましたように、先日の4日の台風4号関係の大雨につきましては、竹の内周辺、農道とか町道、大分長時間にわたって冠水し、そしてまた皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきましては、改めておわびを申し上げたいというふうに思っております。

この竹の内処分場でございますけれども、私自身、町としましても、大変悪質な業者によります負の遺産ということで、大変心配をいたしているところでもございます。私自身、4月の町長選挙におきまして、多くの皆様のご支持をいただきながら当選をさせていただきましたけれども、竹の内を初めとします環境問題につきましては本当にしっかりと対策を講じていかなければならないというふうに思っているところでもございます。これまでの経過につきましては、ただいま部長さんからお話がありましたけれども、昨年11月27日、宮城県知事が参りまして、この会場で説明会、そしてまた意見交換会なども開かせてもらっているところでございます。そして、本年1月、県の方との協定を取り交わし、そしてまた県の方に同意書の提出をさせていただいたところでございます。

本日につきましては、この恒久対策、これを進める上での具体的な内容の確認、それからス

ケジュール、あるいは工事期間中のモニタリングなどにつきまして説明があるというふうに伺っておるところでもございます。

どうか、皆様の意見をいただきながら、これからの対策につきまして町としてもしっかりと取り組みてまいりたい、このように考えているところでございます。皆様の安全安心、これが確保されますことを祈念しまして私からのあいさつというふうにさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございました。

司会 ありがとうございます。

説明に入ります前に、本日の出席者をご紹介申し上げます。

まず、県側の職員をご紹介いたします。

ただいま、ごあいさついたしました環境生活部長の三部でございます。

環境生活部次長の安齋でございます。

竹の内産廃処分場対策室長の加茂でございます。

次に、村田町の職員の方々をご紹介いたします。

ただいま、ごあいさつをいただきました村田町の佐藤町長でございます。

同じく、村田町町民生活課の澤野課長でございます。

私、本日の司会を務めます環境生活部次長の保理と申します。よろしくお願いいたします。

次に、本日ご出席をいただいております県議会議員の皆様方をご紹介いたします。

須藤議員でございます。

高橋議員でございます。

以上で、出席者の紹介を終わります。

それでは、次第に従いまして、本日の会議を進めてまいります。本日の説明内容は、次第に記載のとおり、4項目でございます。約30分程度の時間をいただいでご説明をさせていただきます。その後に、皆様方からご質問とかご意見をいただきたいと思っております。閉会の時刻ですが、一応4時ごろを目処に予定いたしております。

それでは、次第の3に記載されている項目につきまして、安齋次長の方からご説明を申し上げます。

住民A すいません。動議です。入る前の動議。（「どうぞ」の声あり）

今、4時に終わりたいというふうなお話がありました。それから、きょうの日程のとり方で、地元は何の連絡もなかった。突然、きょうに決まった。それで、これは前から住民説明会のたびに皆さんに重大な抗議を申し上げております。何でウイークデーの日中なのというふうな話

をしております。それで、そのときの写真をテレビ屋さんが撮って、私の顔を、怒りの顔を時々流していただいているわけですが、竹の内がこういうふうになった原因というのがそこにあるんですよ、まさに。我々が考えるには。地元の人間たちの話は聞かない。聞いてこなかったんじゃないですか、今まで。聞いてこなくて、あのざまなんですよ。それで、またやってるんだもの。竹の内対策室ができたなら、余計悪くなった、これは。余計、住民の話なんか聞かなくなった。それで、あした、あさって、ここで角田先生呼んだ講義があるんだけど、それは別の部局がやって、それは4月からちゃんといついつやりましょうねというような話になっています。それで、きょうのは、だれとどういうふうに相談したのか知らないけれども、きょう我々はボイコットしようというふうな言い方しましたよ、そんなもの。聞いたってしょうがないと。これが全く竹の内がこういうふうになった原因なんですよ。100%そうなんです。だから、再発防止を図る上でも我々の気持ちをはかる上でも、4時に終わりますなどというように無礼な話はない。話をとっくりに聞きますというのが当たり前ですよ。夜、皆さん、集まれる時間にやりますというのが当たり前。これは3回も4回も言ってるんだ、今まで。そうやってきたのに、今回また元に戻した。とても、ここにいて、この後ずらずらとした話を聞く気は起きない、これは。本当に再発防止をしようとしているのか、住民にちゃんと説明して納得してもらおうとしているのかどうかということです。それがまず入り口なの。それから、4時に終わるということはない、これは。人のことを呼んでおいて、4時に終わいなさいというようなことはありません。納得いくまでお話ししますというのが当たり前です。だから、三部さん、再発防止、本気になってやる気あるのかないのか、住民の声をどこまで生かすのかということをもっとつやっていたらいいかと、我々はここから出ていくよりしょうがない、これは。

それから、村田町がPRBオーケーだというふうな言い方をした。そのときに、村田町の対策委員会は、そこにいる担当課長にかんで含めるようにして、知事呼んできて、知事と一問一答やって、みんな確認してから判子押せよというふうなことを言ったはずだ。それがなされてるのかということ。PRBでいいよ。知事がここに来て何と言ったかということをもっとさせてください。それは三部さんもいたからわかると思う。まずさせてくださいって。だめだったら皆さんとやるようにやります。それを確認してください、ここで。それでなかったら話進まない。

それから、本気になって、本当に再発防止とか、竹の内のことを反省するなら、何でこの時期にこんなことになってるんだということ。この時間に人を集めるんだ。仕事休んで来てる人

がいっぱいいるんだよ、ここに。それは何回も言ってきた。もう言いたくない、私はそんなこと。当たり前なことなんだもの。ご迷惑かけました、夜に集まっていただけませんかというのが当たり前じゃないですか。違うかい。三部さん。

待って。だから、二つ。何で住民の声が通らないの。何で住民とお話し合いをしようとしな  
いんだって。対策室ができてそういうんだもの。それが一つ。

それから、再発防止って、竹の内の原因はここにあるんだぞというのをちゃんとみんなで確認すること。それから、知事がここに言ったのは生きてるんだからね、あれは。ただ、町の係が知事のところ出ていって、判子ばたばたと押しただけで、我々は知事呼んできて一問一答してオーケー、オーケー、オーケーというふうなことを受け取って、それで判子押してくださいというふうな言い方をしました。だから、町長が、環境審議会の会長も行ったというんだけど、県庁に行って判子を押したときには、我々のところにマスコミから来てました、これは。あんたたちも行くんでしょって。全然何のこともなかった。あけてみたら、判子ばたばたと押していった。だけど、我々は知事が言ったことはちゃんとみんな覚えてて、それは生きてるんだから、それは三部さん、確認してください。反省と。そのことをちゃんと覚えてもらわないうちは話聞く耳なんか持ちませんよ。

環境生活部長（三部） 今、Aさんからかなり厳しいご意見いただきました。（「厳しいんでない。勧告してるんだらう」の声あり）重複になりますけれども、先ほどちょっとあいさつで簡単に触れさせていただきましたけれども、私ども県の方の監督者としての十分さ、あるいはまた総合的な、あるいはまた先を見据えたような事業者指導ができなかったということについては、先ほど申し上げましたように、県としての不十分さがあったということでおわび申し上げているわけです。

もう一つ、そういったことを踏まえながら、今後の支障除去対策、恒久的、あるいは恒久対策についてはしっかりと地域住民の方々の健康あるいは環境を守ることについては徹底しているつもりでございます。そういう意味で、具体的にはさっき言いましたように硫化水素なり、あるいは汚染された地下水が地域に、処分場の外に出て行って、井戸水と、あるいは農業水等に混入して、それがさまざまな被害をもたらすことがないようにしっかりと工事をやっていきたいということでございます。

そういったことの中で、P R B工法の話になりますけれども、我々としましては知事が申し上げましたということで、今Aさんからご紹介いただきましたけれども、我々はP R Bをやらせていただくという考え方でございます。当然、これから詳しい説明申し上げますけれども、

水質の状況等を踏まえながらPRBの基本設計で昨年度皆様方にお示した、これは基本的なイメージ図といたしますか、基本的な考え方、その場所についてでございますが、それをさらに実施設計の中で、あるいはまたその水質の状況、動向等見守りながら工事内容をさらに詰めていく。そちらのPRBの実施設計をしっかりとやりながら対応していくと。当然、さまざまなお質問ございました。岩盤まで遮水壁が通すのかとか、あるいはまた流れが速くなったりしないのかということで、これについては地下水のシミュレーション状況を見ながらしっかりとやっていく時間があるんじゃないかと。つまり、地下水の流れが年間3メートルないし5メートルということで遅いということでございます。これは、しかしこれまでデータでございますので、今後の状況、さっき言いましたようにモニタリングしながら、しっかりとその動向を予測し、当然地区の外に汚染された鉛等の入った水が流れないような格好で実施設計なり、その対策をやると。これは万が一といたしますか、そのPRBについて、PRB工事をした結果としてなかなか目詰まり起こすんじゃないかというご質問も昨年ございました。そういったことについても、状況を見ながら、不十分であれば別の工法と、知事も申し上げました、別の工法など含めながら基準を守るような格好で、遅れることなく、従来のおくれたような対策じゃなくて、再発防止策といたしますか、そういうことをとりながら対応していきたいということでございます。

もう一つあったかと思いますが、きょうの日程でございます。私、担当室長の方に命じながら、さっき冒頭で申し上げましたように、年内できるだけ早く実施設計を終えたいと。当然、春先あるいはまた今回の時期なり、あるいは明けた時期なり、さまざまあるわけですが、私の考え方といたしましては、実施設計がある程度データがまとまった段階、これはまた後ほど詳しく説明申し上げますが、多機能性覆土、あるいは一般覆土なり、水路の部分の設計の条件を最終的に決定する前のこの時期ということで、おおむね、これは私の方の都合でございますが、7月下旬、要するに今ごろの時期にやりたいということを室長を通じて町役場の方をお願いしておいたわけです。そういうことで、きょうの日程については、確かに私どもとして一案しか出さなかった。しかも、平日の日中ということでございます。この辺につきましては、Aさんからございました。前回もございました。そういう意味で、昨年、昼やった、たしか向こうの体育館の方では昼間やらせていただきました。冬の場合、11月についてはここで夜間やらせていただいたかと思いますが、時間等についてはこの辺は町さんと今後も打ち合わせさせていただきながら、皆様方が一番集まりやすい時間帯を設定するなどして今後ともやっていきたいということでございます。きょうの方について不十分な検討で準備でご理解いただけなかったこ



ともあるかと思いますが、おわびしながら今後の展開にまた反映させていただきたいと思えます。以上でございます。

住民B 今回の件に関して。

司会 どうぞ。

住民B 先ほど質問者から二度三度と日程のとり方、どうして町民の方の、県民の方の、住民の意向を聞いてくれないんだと、そういうふうな話でしたよね。それから、何で4時なんだと、とことん聞きますよと、耳を傾けますよと、どうしてそう言わないんだというような話で、今連絡の方が不十分だから申し訳なかったというような話ですよ。私もこれ、何回かこの会議出ましたけれども、そういうふうな説明というか、理由を話されたのはやっぱり不十分だっていうのは2回、3回あったかと思えます。それをもうちょっとよく考えてみると、こういうことだと思うんですよ。前回、知事がおいでになったときに、この会議で出ましたけれども、あの処分場近くにいた方、何軒かの方があそこに住めないと言って引っ越しましたよね。三部さん、何軒ですか。

環境生活部長（三部） 4軒ですか。

住民B 4軒ですか。県の方では、それは補償されてるんですか、何か。（「してません」の声あり）町長さん、町の方では何か補償あったんですか。（「ないです」の声あり）あったんですか。（「してないです」の声あり）あった。（「ないです」の声あり）ないでしょう。その4軒の方、悪かったんですか。何か悪いことしたの。何も悪いことしてないですよ。それなのに、家屋敷を奪われて、出て行かなくちゃいけなかったわけですよ。最悪だと思いますけれども。そのほかにも、頭痛だ、吐き気だって大変だったと思います。私はあの前、毎日何回も行き通りしますから。あのひどいとき、すごかったですよ。わずか数分の間、車で通るのだった大変だから、窓をびっちり閉めて、息とめて。だから、あそこで暮らしてる方は本当大変だろうと思った。その期間、こんなに長かったですよ。その人生、どうしてくれるんだと。そういうふうに住民の方、言いたかった人いっぱいいると思いますよ。1日、2日じゃないんだもの。何年間もだもの。おまけに頭痛、吐き気。小さい子供や年寄りがいいたら、健康だって心配だったでしょう。そういう人たちの声を町は聞かなかった。県も聞かなかった。どれだけ被害を与えたか、甚大な。人生を狂わせたか。その自覚が足りないんですよ。それに対して、県は責任があるわけだけど、どういう責任のとり方しましたか。今、年金問題で社保庁のいろんな問題出ています。責任のとり方、いろいろ論議されてますけれども、三部さん、県はどういう責任のとり方しましたか。言ってください。

環境生活部長（三部） 地域住民の方々が、特に硫化水素ガスを中心としながら、のどの痛みなり、健康の支障なり……。

住民B 簡潔明瞭に言ってください。県はどのような責任のとり方をしましたか。

環境生活部長（三部） 県としては、外部の方々に、県の適切な行政指導、監督をやっていたかどうかについての検討などを外部の方々にやっていただきました。検証委員会ですが。その中で、さっきおっしゃいましたように不十分さがあるということで、知事みずから減俸しながら、同時に担当した職員、約20人について処分しました。

住民B わかりました。私の記憶ですと、朝日新聞だったと思いますけれども、前浅野知事は責任を明確にしくちやいけないと、そう言って、はっきりと責任明確にしますと、そう言いました。その結果が、今減俸と言われた。たしか10%だったと思います。期間は何カ月でした。

環境生活部長（三部） 明確に記憶しておりませんが、3カ月くらいだったと……。

住民B ですよ。

環境生活部長（三部） 最後に、次の選挙に出ないということで、知事の方が知事の職を去るということの関係上、たしかそうになりました。

住民B わかりました。そして、今おっしゃったように、関係職員が何十人かが多少給料が減ったということでしょう。そういう責任のとり方したというわけでしょう。そしたら、あそこ家を追われた4人の方、それから多くのこういう町民がこうむった甚大なる被害、それに見合うような責任だと思いませんか。常識的に。見合いますか。そういうことを忘れてはいけないんですよ。肝に銘じなくちやいけない。そういう気持ちがあったら、こういう説明会のときに被害者の方に都合を合わせて日程を決めるというのが当たり前のことでしょう。さっき質問者が言われたけれども。心構えということでしょう。ましてや、私、たまたま資料見てたら、よくわからないから、ずっと今までのを見てみましたけれども、この表だって、例えば硫化水素ってさっきから三部さん、何度かおっしゃいましたよ。だけど、ここに毎月出てくるのは、ただ感知度が0.0何がし、オーバーしたのが何回、これ見て何が何だかわかりません。今、高齢化社会対応云々なんて言いますけれども、私は52歳でもう老眼始まっています。こうやって見るのも大変です。見てほしい、読んでほしい、よく理解してほしい、心がないんですよ。問題は硫化水素初め、どういうふうに、本当に鎮静化してるのか、よくなってるのかということでしょう。私、ここ何年か見てみたら、右肩下がりがりじゃないですよ。平成18年あたりに最大値が十五、六年あたりと同じくらい出てるんです。これはただ数字を羅列してるだけであって、データになってないんですよ。どういうふうに説明したら、町民住民の方もわかってもらえるかという、

心がないから形としてこういうのが出るんです。だから、単純に日程決めることですら、何回も何回もこうやって質問者は毎回のよう怒ってますけれども、いろいろ理由はあるんでしょうけれども、その誠意のなさだと思えますよ、県の。そういうところを毎回こうやって繰り返していけばマンネリズムになりますけれども、思い出さなくっちゃ。家引っ越さなくちゃいけないという。自分とか自分の親戚とか知り合いとかのことを考えてください。何にも悪いことしてないのに。そういう気持ちでこういう会合を開いて、そして説明をして、そういうふうにやってもらいたいです。だから、県の方で、ここに日程がこうだと来たら、町の方だって、こんな昼間じゃ集まりませんよ、今まで何回言われてるんですかと。町長さん、それ言わなかったらうそじゃないですか。町は、一番直接町民とかかわってるわけだもん。私は、そういうこと今まで何回もこうやって見てきて、片方でああやって1人の方、怒っておられます。人によって、そんな簡単に怒れません。私も何か似た性格だから、こんなこと言うようになりましてけれども、そのこのところ、よくよく考えてやってほしいと私は思います。きょうは、何か人数少ないようなので、私は100人分、本気になって聞いていこうと思って、本気になって聞きますので、わかるように、時間かけて説明してください。

環境生活部長（三部） これからの説明の中で、具体的なところを申し上げますが、今のお話あった部分について申し上げますと、私も老眼になっておりまして、なかなか小さい字が見にくい、特に0.02とか数字の話、意味がわからないと。これについては、さまざまな工夫をしながら皆様方にお知らせするように室長含めて取り組んでおります。多分、繰り返しになりますけれども、時間あるいは日程の調整については、次回含めてしっかりとやっていきたいと思えます。気持ちがないんじゃないかということにつきましては、私部長初め、両次長含め、室長、職員一同しっかりと、さっき申し上げましたような平成11年から13年だけの短い期間というか、長い期間だけの話じゃなくて、もっと長い期間、地域の方々よりも地区の方々が、地権者の方々がさまざま思いをしておられるということについては、私自身も時間の中で保健所の資料なりを全部見ながらやっているつもりでございます。そういったつもりで、今後ともやっていきますので、至らないところがあればまたご叱咤、激励いただきたいと思います。

ということで、時間の方ですが、4時ということで、だんだん時間迫ってきているわけですが、そうじゃなくて、説明申し上げて時間の許す限り、4時半なり何なりを含めて5時なりを含めてご意見賜りたいというふうに思いますので、基本的な話、大分ございますが、私どものきょうお持ちしている資料の中で説明申し上げる中でまたいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

住民C きょうの説明会なんですけれども、先ほどから出ているように、本当はできるだけ多くの人に来てもらって、納得できるような説明をしてもらいたいというのが基本なんですよ。これは、何だかんだ言ったら県が責任は持つんだけど、一番の被害者はこの地域住民だからね。その地域住民がわずかな人に、県は説明をしたと、これで終わり、この方向で行きますということでやられちゃうと、結局住民がこれからも不安を持たなくちゃならないし、一体どうなるんだろうということが非常に強くあると思うんです。そういう意味では、きょうの説明会というのは非常に問題があったんじゃないかと。できるだけ、みんな働いてるからね。1日だって休んだって給料引かれるんだから。そういうことでなく、例えば夜集まるときがあるとか、そういう形でやってもらわないと、やっぱり本当に住民を基本にした対策を立てることにはなっていないと思うんですよね。住民、納得しない人がいたらどうするんですかということになってしまうからね。

司会 それでは、説明の方に入らせていただいてよろしいでしょうか。まず、説明を聞いていただいて、あとご質問とかご意見はその後にお伺いしたいと思いますので、説明の方、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

環境生活部次長（安齋） 技術担当次長をしております安齋と申します。私の方からお手元の資料の1から4まで、一括してまず説明をさせていただきます。時間、30分ぐらいかかりますので、座って説明をさせていただきます。

まずは、支障除去対策の実施設計の進み具合、これにつきまして説明をさせていただきます。お手元の資料1-1という、A4、1枚縦の資料、まずこれをごらんください。

ことしの3月に、産廃特措法に基づく同意というのを国から得ることができましたので、4月から実施設計に入っております。実施設計の内容としましては、資料の、測量業務と実施設計業務、この2種類になってございます。測量業務につきましては、8月末完了を予定してございます。現在、約2キロ程度の路線測量というのを完了しております。処分場内外の排水路など設置するための用地測量というのを現在実施をしているところでございます。また、の実施設計業務につきましては、基本設計業務に引き続いて、基本設計を基本にしてこの実施設計に移っているわけですが、これにつきましては10月中旬完了を予定してございます。現在、多機能性覆土の範囲を設定するための表層ガスの調査というもの、これは完了しました。この結果と路線測量結果をもとに各種の検討、それから詳細設計というのを実施しております。表層ガス調査の結果、これは処分場内の136カ所で行われたものでありますが、この結果につきましては、後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

また、この多機能性覆土の施工に向けまして、施工性、それから管理値を確認するため、小規模な多機能性覆土の盛土試験というのを実施する予定にしております。

A 4 横長の資料 1 - 2 をごらんください。平成19年度、今年度のスケジュールを表にまとめたところがございます。A 3 判を縮小してしまいましたので、大変申しわけございません、小さい資料になってしまいました。

まず、表の上の方、実施設計業務につきましては、先ほどご説明しましたとおりですが、10月中旬ごろ完了予定で現在進めてございます。また、測量業務、それから設計業務のほかに別途業務というところ、この表の中ほどのところございますが、この測量業務、設計業務のほかに、将来覆土として使用する可能性のある大河原土木事務所の工事から発生する土につきまして、土壌成分調査を行ってございます。

その欄の下、中ほど下のところ、地元説明会についてですが、まず地元説明会、本日今年度の第 1 回目を開かせていただきました。この後、10月、1月、あと2回を予定してございますが、このほか必要に応じて開催をしたいと。それから、開催時刻、その日程等につきましては先ほどご意見いただきましたとおり、皆様と調整をさせていただきながら、この開催日、開催時刻を決定したいというふうに考えてございます。

それから、後ほど説明をします評価委員会というのが書いてありますが、これにつきましては、まず第 1 回目、これを来週 7 月 27 日に開催する予定としてございます。この評価委員会につきましても、10月、11月に開催するという予定にしております。

欄の下の方、工事につきましては、発注関係、契約関係についてですが、このスケジュールのとおり 1 月中旬の契約を見込んでございます。それから、工事の内容についてですが、今年度内、3月までに行う工事は大半がフェンスの除去、あるいは準備、資材の調達などとなりますので、本格的な工事というのは 4 月からとなる見込みでございます。実施設計の進捗状況から今年度のスケジュールは以上でございます。

次に、説明事項の 2 つ目でございますが、多機能性覆土の範囲につきまして現時点での案を説明させていただきます。資料の 2、A 3 横、3 枚とじの資料、これをごらんください。

多機能性覆土につきましては、基本設計で硫化水素ガス発生を経時的な変化、それから多機能性覆土の性能がどのぐらい維持できるかと、その年数などを勘案しまして、硫化水素の濃度が 100ppm 以上に対応すれば十分であるということ判断しておりまして、昨年 11 月のこの意見交換会におきまして、大まかなこの多機能性覆土の範囲を図でお示しをしているところでありますが、今回改めて表層ガスの調査を行いました。その結果をもとに、地下のガス濃度の現

在の状況を解析しまして、多機能性覆土を行う範囲をこの資料2の図に示してございます。

まず、今年度行いました表層ガス調査の結果、地下のガス濃度が100ppmを超えた範囲、ここについて赤い枠で囲んでおりますが、この範囲、ここを多機能性覆土をする範囲と設定をしてございます。それから、今回の調査では100ppmを超えなかった地域についてですが、平成16年度の調査で、その時点で100ppmを超えていたところについても対応した方がいいだろうということで、その範囲を、ちょっと見にくいかもしれませんが、青い色で囲んであります。青い色で囲んだところと赤い線で囲んでいるところ、この部分について多機能性覆土をしようということを考えてございます。

次のページをお開きください。多機能性覆土の範囲を設定するための表層ガスの調査について参考資料として載せてございます。まず、1ページ目、ここが硫化水素についての調査結果、平成16年度と平成19年度を右左対比したものでございます。この平成16年度と平成19年度の調査結果を比較したものが、まず左下の表をごらんいただきたいんですが、硫化水素の濃度が高かった地点について、旧工区、新工区それぞれ対比をしてございます。上の図と比べながらごらんいただきたいんですが、平成16年度の調査結果では、旧工区につきましては1,120ppmという地点、これが最も高い地点、左上の方の地点ですね。それから、新工区につきましては1,400ppmという最高濃度、これを観測していました。今年度行いました平成19年度の図をあわせてごらんいただきたいんですが、今年度の調査では旧工区で210ppm、新工区で370ppmということで、この最大濃度を比較しますと4分の1から5分の1ぐらいに低下したという状況でありました。

また、右下のグラフ、硫化水素濃度の経月変化ということで、平成13年から19年4月までの月ごとの変化をグラフでお示しをしてございます。この目盛りは一目盛り下がると、濃度が10分の1になるという、そういう目盛りであらわしてございますが、この平成13年から19年までの流れを見ますと、でこぼこ、上がり下がりはございますが、大体右下がりになっているのではないかというふうに判断できると思います。

平成13年からそれ以降は新たに廃棄物が入っていないということですので、地下で廃棄物の分解が進んで、徐々に硫化水素濃度というのは低下していくのではないかというふうに考えられます。

今回、先ほどの表でごらんいただきました100ppm以上のところについて、今年度調査した100ppm以上のところ、それから念のため、平成16年度の観測結果で100ppmを超えていたところを合わせて多機能性覆土で対応しようということを考えておりますが、現時点では応急対策で

覆土をした平成17年ごろですか、応急対策で覆土をした状態で、今年度の調査結果で硫化水素の最高濃度が370ppmという状態に現在あるわけですが、この状態でその敷地境界、24時間の連続硫化水素濃度の測定をしておりますが、この状態で0.02ppmを超えていない、ほとんど超えていないという状況が続いておりますので、370ppmが出ているこの地下、覆土と廃棄物の層との間のところで370というのが最大濃度である現状でも、この0.02ppmを超えていないという状況を考えますと、この観測結果から100ppmを超えたところ、あるいは過去平成16年度に100ppmを超えたところについてさらに多機能性覆土をします。それから、全域についてはさらに雨水ができるだけ地下に浸透しないように、整形あるいは締め固めをするという、この二つのことをあわせて行えば、この硫化水素対策というのは非常に効果が期待できるのではないかというふうに考えております。

そのほかの表層ガス……。ご質問は申しわけございませんが、後で……。(「忘れちゃうので、今」の声あり) そうですか。では、どうぞ。

住民B 地下は何メートルぐらいのところで測定して370ppmと出たんですか。

環境生活部次長(安齋) 済みません、ちょっと時間いただきます。資料出しますので。

住民B わかりました。それじゃあ、そのこのところ、10ppm未満、10～50ppm、50～100ppmとありますよね。そうすると、その10ppmの場合、50ppmの場合、100ppmの場合に人体というか、環境というか、どういうふうな影響を及ぼすのか、具体的に教えていただけますか。

環境生活部次長(安齋) 硫化水素の濃度と人の感じ方、あるいは人への影響について、まず高い方からいきます。ここですと、1,000ppmが出発ですから、1,000～2,000ppmの濃度の中に人間がいた場合、ほとんど即死、瞬間的に死亡すると。それから、600ppmぐらいになりますと、約1時間で致命的な中毒症状を起こす。200～300ppm、この場合は約1時間その中にいると急性な中毒を起こす。それから、100～200ppm、この硫化水素というのは独特のにおいを持っているわけですが、100～200ppmぐらい、この高濃度になりますと麻痺してしまってにおいを感じない。この濃度であるとおいを感じない。それから、50～100ppmぐらいですと、目の刺激、例えば結膜炎、あるいは呼吸器、気道、息を吸う道の気道に対する刺激、のどがひりひりするとか、そのような状態、これが50～100ppmぐらいでそのような状況になると。それから、10ppmといいますのは、労働環境、労働者の健康を保護する、作業環境上、その作業環境の中で働いている労働者の健康を保護するための基準というのがあるんですが、この労働安全衛生法の基準、これが10ppmです。ただ、この労働安全衛生の基準といいますのは、そういう状態に最大8時間はいてもいいだろうと。そのほかの時間、残りの16時間は非常に環境のいい、そ

うというような濃度ではないところで住む、生活をするというのを前提とした、つまり作業時間 8 時間ならここまでは我慢できるだろうという基準、これが労働安全衛生法の基準です。これが 10ppm。

住民 B 今の基準というやつと、これは平成 19 年 5 月 1 日にいただいたやつですけれども、後ろのところに硫化水素の表のところに、敷地境界の規制値というのがあるんですよ。基準値というのが。これが 0.02ppm と書いてあるんですけれども、それとその労働基準値云々との関連というか、違いというか、説明していただけますか。

環境生活部次長（安齋） この 0.02ppm といいますのは、悪臭防止法という法律があるんですが、この悪臭防止法では硫化水素というのも規制項目になっています。その悪臭防止法での空气中の濃度の基準。つまり、臭い、臭くないというにおいの観点からの基準、これがこの 0.02ppm、あるいは 0.2ppm というような幅があるようなんですけれども。

住民 B わかりました。そうすると、100ppm 以上というのに、ひょっとしてひょっとしてということになったら、人体にはかなり大変な影響を及ぼすということになりますよね。

環境生活部次長（安齋） 100ppm ぐらいですと、先ほどご説明しましたように、目あるいはのどへの刺激があると、そういうレベルが 100ppm です。

住民 B 100ppm ですよ。ただ、100ppm ~ となっていけば、これが 200、300ppm とかとなってくるとまた別ですよ。例えば、四国で雨が降る前、雨が降らないからということで、水対策だといって、個人の方が自分のところの古い井戸をもう 1 回利用しよう。地下何メートルぐらいだかわかりませんが、そこに井戸屋さんが 2 人入ったら重体だというニュースを私見たことがあります。その後、亡くなったか、そういう状態が続いてるかわかりませんが、硫化水素ではないかというようなニュースだったかと思うんですけれども、それは大体どの辺、どのくらいの数値と考えればよろしいですか。

環境生活部次長（安齋） 古井戸など、これはそのときの気象条件にもよるんですが、そういう古井戸なんかに入れば必ず硫化水素なんかで中毒を起こすということではないんですね。毎日入っていたのに、ある日たまたまその日だけ中毒症状になって倒れてしまうというようなことがあるようなんですけれども、そういうのは先ほど、私、表を見ながらご説明しているんですが、そういうのはにおいが麻痺してしまう。その硫化水素独特のにおいを感じない、100ppm 以上で、さらに 1 時間で急性中毒になるというのがこの表、私見ている表ですと 200 ~ 300ppm ぐらいですので、恐らくそのぐらいだと思います。

住民 B そうですね。そうすると、100ppm でにおいに麻痺するということはもう大変なわけで



すよね。危険だと思って反応しないわけですから。井戸ですから、深さはそんなに何十メートルもあるはずないですよ。そうすると、資料出ましたか。調査した地下はどの辺で、何メートルぐらいのところで最大値が370ppmになったというふうに。

環境生活部次長（安齋） 新工区と旧工区、新工区の方が370ppm出た地点、ここが地表面から1.8メートルのところ。

住民B そんなに浅いところなんですか。

環境生活部次長（安齋） 地表面から1.8メートルのところ。それで……。

住民B 1.8メートルといったら、私、身長170センチだから、私くらいの身長の深さのところで最大値が370ppm出たということなんですか。

環境生活部次長（安齋） そうということです。それから、旧工区……。

住民B ちょっとすいません。そこのところに、今度覆土するというわけですよ。覆土。

環境生活部次長（安齋） さらに整形をします。整形をして、この濃度の高いところは多機能性覆土ということで……。

住民B その覆土の厚さというのはどのくらいですか。

環境生活部次長（安齋） 多機能性覆土の厚さ。

住民B そうです。

環境生活部次長（安齋） 多機能性覆土をする前に、傾斜、雨水が地下に速やかに流れ出るようにまず整形をしますが、その整形後に高濃度のところについては厚さが約80センチの多機能性覆土、これをします。

住民B 80センチですか。

環境生活部次長（安齋） そうです。

住民B 今、北極の氷が40年後に解けちゃうだろうと。地球、大丈夫かと。そして、去年の秋あたりの雨の降り方がどどっと来てますよね。今度の災害、この数年のうちでは一番ひどいと思いますけれども、そして竹の内産廃の場合には丘陵地でしょう。はっきり言ってはげ山ですよ。そうすると、雨がどどっと降れば、1メートルや2メートルの土なんかどどっと流れることは幾らでも考えられますよね。私は地下というのは10メートルも20メートルも深いところの話をしてるのかなと思ってたら。あの井戸だって多分数メートルだったと思いますけれども。恐ろしいことですね。それこそ、よく今までも臭いものにふたするという、そういう話出てましたけれども、本当にそのとおりなんですね。

住民C ちょっといいですか。いろいろな部分的な質問、私も今言われたようなことはいろいろ

ろこれから質問しようかなと思ってたんだけど、県の方針、やり方をまず聞いてからの方がいいかなと思って遠慮してたんです。部分的にやっちゃうんですか。だったら、私も言いますけれども。

司会 こちらのお願いなんです、一応一括説明をさせていただいた後に、一括して質問やご意見やら伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

住民A 忘れるから今やりますよと言って、うんと言われたんだから、それはあなたが言うべきではない。それが会議というものだべ。許可を得て、彼がお話をしているわけだから。私もここで許可をいただきたい。

司会 それでは、大変申しわけありませんが、ご発言される場合は挙手をさせていただいて、お名前をおっしゃってからご発言をお願い申し上げたいと思いますが、すいません。

住民A Aです。今の次長のお話の中でちょっとわけのわからないことがあった。10ppmが作業濃度だというような……。作業限界が10ppmね。その中で8時間労働してもいいよということだけど、私たちが勉強した限りでは10ppmになったら作業中止、外に出なさいということになっているはず。それが間違い。それから、100～200ppmでにおいがなくなる。それは、100～200ppmでにおいがなくなるのはわかってるんだ、これは。けども、それは何時間その中で耐えられるかというのは個人の健康状態にあって、それは30分で死ぬ人もいるよということですね。100～200ppmあったら、300ppmくらいだったら30分耐えられるかどうかということなので、そのところは次長、もう1回まじめに勉強してから皆さんにご説明をいただきたい。

それから、守る会がずっと言ってきたのは、早く悪臭防止法を適用してよというような言い方したけれども、しなかった、これは。0.02ppmとかなんとかと言っていますが、それは外側の方が耐えられるにおいということで、それもアメリカあたりのデータだとそのくらいの濃度でどんどんどんどんと化学物質過敏症が出てくるよ、そしてあしたあさってにはここに角田先生がおいでになって何人もの健康を診断するわけですね。そういうことを間違いなく。

それから、硫化水素は次長知ってると思うけれども、空気より重い。だから、0.3ppm出ててもへっこみにはどんどんどんどんたまって濃度が高くなります、これは。親と子供が硫化水素の野原を横切って行った。子供がまいっちゃった、死んじゃった。親は大丈夫だった。これは子供の鼻が低いからなんです。だから、へっこみなんかにはもうどんどん濃度が高くなる。だから、100ppmだ、50ppmだ、10ppmだと言ってるのは、ここに住まない人たちなんだな、これが。住まない人たちの寝言なんです。どんどん濃度が高くなる。水に溶け

たものはそのまま沼の下にあるんですよ。それをかき回したらわあっとガス出てくるんだもの。800ppmも1,000ppmも、以前だと2,000ppmぐらいぼんぼんぼんぼん出てたんだからね、かき回したら。そういうことをへらんと忘れて、100～200ppmでにおいなくなります。濃度が高くなるの。空気より重いんだから。どんどんどんどん高くなって、そこに入った人は危ないよということなので、今回のPRBだの、多機能性覆土でも、県の職員が死ねばいいなって我々正直に思ってます。だれかが死ななきゃ問題にしないだろうと。へこみに入って死になさい、あんたっていうふうに思ってるよ、本当に。

以上で、今、次長が言われたのはいろんな学説があるけれども、最悪の方を採用しなければならないだろうと。自分の都合のいいのばかり採用してたら竹の内ができ上がったということなんですよ、これは。自分で都合のいい。ご都合主義っていうんだ、こういうの。選択性ご都合主義って、自分の都合のいいことばかり集めてきて、竹の内があのとおりあるんですよ、今。そここのところを指摘してるの、さっきから。ということです。だから、何ppmだから大丈夫ではない。それはへこみに入ったらどんどん濃度が上がるんだよということ。そうですよ。

環境生活部次長（安齋） 確かにおっしゃるとおり、硫化水素濃度というのは空気の重さを1にすると、大体その2割増し、1.2ぐらいですから、低いところにたまってるんですね。それで、よく火山地帯のくぼ地を歩いていた集団が全部倒れてしまったとか、それが気象条件によるところが大きいんですが、そういう事故例はほとんど毎年のようにあるというような、これは確かなことです。（「10ppmは」の声あり）10ppmは、私の表現がまずかったかもしれないんですが、労働安全衛生法での許容限界濃度、だから10ppmを超えてはならないという、確かにおっしゃるとおりです。10ppmを超えてはならない。

住民A だから、8時間そこにいてもいい、ではないんだよ。作業を中止して出なさいということでしょう。

環境生活部次長（安齋） 10ppmを超えれば、ですね。そういうことです。

住民A それを周辺住民に適用するというのは、これは話にならないということですか。

環境生活部次長（安齋） それを言いたかったために、その8時間作業者の基準ですよと。その場合には16時間はきれいな空気に生活してるのを前提としてるんですよと。決して、普通に生活している人に作業者と同じ濃度の基準を適用すべきだなんていう、そういう考えで言ったわけではありません。そう受け取られてしまったのなら、もう一度改めてそれは訂正させていただきます。

環境生活部次長（安齋） それで、説明、続けてよろしいですか。（「もう一言言ってよろしいですか」の声あり）はい。（「いいですか」の声あり）どうぞ。（「ありがとうございます」の声あり）

住民B 私、一町民のBという者です。そうすると、私はばかですから、今までも何回もこの説明会へ来て、ただ土かぶせるだけで大丈夫なのかなと、大丈夫なんだろうな、県が言うんだからと思ってましたけれども、深さわずか1.7メートルのところの調査で最大が370ppm、人が死んじゃうわけですよ。そして、厚さわずか80センチ。そして、ここ一、二年、あるいは数年、これから先、天候を考えていくと、私は本当に恐ろしいことだと思うんですけども、その対策の方……。それから、覆土覆土って言ってますけれども、今度覆土した後、今度それをきちんとモニターというか、ちゃんと監視というか、今度のように大雨が降ったら80センチだっていったってあっという間に上なんか流れちゃうと思うんですけども、そういうふうな態勢については私の記憶では何か説明会の中ではなされたことがないような気がするんですけども。そしたら、10年後、20年後、災害は忘れたころにやってくると。今の方の話にも出ましたけれども、事故でどなたかが亡くなって、それからまた大きな報道がなされて、何だ何だ、対策何やってたということになるのかなみたいな、そんなふうな感想を持つんですけども。

環境生活部次長（安齋） まず、その硫化水素濃度、経年的に右下がりの状況にあるということで、今後もこの低下の傾向が続くであろうということは一つ予測はしております。それで、現在のところ、370という、これは地下での値、1.8メートル下での値なんですけど、このような地下にこの程度の濃度のものがある状態での敷地境界においてはほとんど影響がない状態まで拡散されて、濃度が薄くなっているという状況があります。それで、現在の場合には単純な覆土だけ、その370ppmというところの単純な覆土だけで硫化水素が表に出てくるのを抑えている状態なわけなんですけど、安全側を見込んで地下で100ppmを超えるところについては硫化水素を吸着できるような性質の覆土、多機能性覆土と呼んでおりますが、これを100ppmを超えるところについては設置していくと。その他のところにつきましても、雨水が速やかに排除されるように整形、締め固め、それから傾斜をつけるというような対策をとっていくことを考えております。

[資料説明]

司会 それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

住民D この会合のいろんな設定の仕方について、以前でもいろいろとご意見がありましたけれども、まずきょうも実は部長さん、いや、部長さんはまだかわってませんけれども、次長さんとか室長さんかわっていると。つまり、私どもが10年以上とにかくこの産廃処分場の問題で悩まされて取り組んできているわけですよ。しかし、県の皆さんは1年、2年でしょっちゅうかわるわけですよ。したがって、何かちょっと聞かれると、これはもう、いやあ、なんてことになるわけですね。じゃあ、説明してくださいとか。私たちはもう体でわかってるわけですよ。ですから、これはもちろん人事の問題はこの場でどうするなんてことはなかなか皆さんも言えないと思うけれども、しかしやはり定着をしてそこに本格的に取り組んでもらうと。今の部長さんがこうであり、一定の解決するまでやはり落ちついてやるというくらいの本腰を入れたそういう対応、それが姿勢でないかと思うんですね。それは一、二年なって、それは知らなかったとか、いつの間にかかわって、あの時は私はまだちょっといなかったので説明してくれなんて、こういうやりとりばかりやってるのではやっぱり県の姿勢としては極めて疑問であるというふうに思っていますので、ぜひここは知事の方に伝えていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、覆土のことで今お話がありましたけれども、100ppm以上について覆土すると。しかし、全域にわたってベンゼンが出ていると。ベンゼンは発がん性物質ですから。したがってここは、私は極めて部分部分で100ppm出るところばかりかぶせるなということ言って、またそれ以外は今度は転圧して固めるだなんてこと言ってますけれども、これはガス出る一方です、そんなことしたらね。ですから、やはり少なくともベンゼンとか出てるので、全域にわたって覆土というものはやっぱりすべきだというふうに私は思うんですね。

それから、無害化のところについても、年数のことはまだはっきり出てませんけれども、どれくらいかかって無害化しようとしているのかですね。この辺のところについては、今後の計画と関連しますので、ここはやっぱり、もちろん早い方がいいわけですが、ぜひその辺は姿の見える形を示していただきたいと思います。

なお、きょうはPRBのことについては触れておりませんね。これは評価委員会の方で検討した上でというような説明だというふうに思うんですけれども、PRBについてはいかにもグレーゾーンになっておりまして、やらないかのように私たちは受け取っております。しかし、

これはやっぱりやるとなれば水の対策というのが必要になるので、ぜひ、どのような形でやるのか、水も浄化しないとこれは土地の再生になりませんから、ぜひPRBの姿についても具体的に示してもらいたいというふうに思います。

処分場の跡地の問題についても、ちょっと今何か触れた部分があったようでありませけれども、つまり跡地の再利用というか、そういったことについてどのように県は考えているのか。つまり、公園にするのか、運動場にするのか、あるいは何か公共的な建物建てるのか、そういうことを姿の見える形にしないと、本当に再生したとか言えないわけですね。きょう、何か工事に伴うモニタリングなんて言ってますけれども、大事なものは生活環境のモニタリングなんです。ぜひ、こういったところについて、やはりもっと現地の立場に立った計画というものを示してもらいたいと思います。以上です。

環境生活部長（三部） 私の方からは基本的なお話を二、三、申し上げたいと思います。硫化水素、覆土については安齋次長の方からお答えいたします。

確かに、私ども、県職員といたしますが、町の職員なども同じかと思いますが、特に県の職員の場合はさまざまな分野があり、お話のように、1年なり、あるいは2年なり、3年なりというところで異動がございます。そういったところの中で、地元の方々の思いが継続されて理解されていかないということについては、私もこの竹の内だけじゃないんですが、竹の内については重要な事項ということで、平成2年来、保健所あるいは本庁の方でしっかりと受け継いでくれるということで、特に地元の方々が硫化水素等含めて大変な思いをされたというところのデータについて私自身も時間をかけてじっくり見ながら職員とともに内容を理解し、地元の方々の思いを共有しているというつもりでございます。そういったことで、私自身もいずれかわるといたしますが、そういうこともあっても、次なる部長や、あるいはまた次長なり室長もそうですが、つなぐように徹底しているように、人事異動だけじゃないんですが、これはきちんと資料を整理しながらというふうに思っております。先ほど言いましたように、硫化水素だけじゃございませんが、私自身、皆さん方の思いの中で守る会の方々が協定にいろいろ奔走されたり、あるいはまた調査を要望されたりということも、資料の中でございますが、先輩からも含めて理解して一生懸命やろうというつもりでございます。お話あったように、知事にも人事異動面を含めて要望していきたいと思います。

それから、跡地利用についてはうちの方から申し上げますが、これはなかなか難しいといたしますが、今この段階で、この場だけじゃなくて、お答えしにくいところでございます。現在、やはり硫化水素が全体的に低減傾向にありながらも出ている、または出る可能性もある。ジグ

ザグな運動をしているといいますが、そういうこともあります。当然、水質についても現在、地区の外には出ていないわけですが、そういうおそれも鉛以外も含めてあり得るんじゃないかということで、しっかりとモニタリングをしながら、その安定化といいますが、無害化、環境基準に支障ない状況を見据えて、そのときに、その近くになった段階で町さん、当然その前に地権者の方々にお話ししながら、どんなふうな土地の利用があるのかということをご議論、そのところあたりからさせていただきたいなというふうに思っています。

また、当然ながら、廃棄物が埋まっているということでございますので、今お話あったような部分で一般の建物、住宅なりなんなりということは、これは基本的に難しいというふうに考えております。ですから、建物なり、そこで毎日生活するようなものじゃなくて、発生するガスなりの状況を見ながらさまざまな利用、検討されていると思いますが、そういった案を皆さん方と意見交換しながら、県としての役割、どうあったらいいのかを含めて、その段階でお話ししたいなということで、今現在、私どもとしては白紙の状態でございます。私の方から以上でございます。

環境生活部次長（安齋） では、残り三つ、まず全面覆土が必要ではないかということなんです。まず、多機能性覆土をする前に、全面的に現在の覆土のやり直しとっていいんですかね。整形という形で、形を整えて、雨水が地下にしみ込むことにより硫化水素が高濃度で放散することがあり、それを防止します。実施設計が現在進行中ですので、この次の説明会には断面図等を、こういう実際の資料でご説明できると思います。きょうはまだお示しできませんが。（「平らじゃないということですね」の声あり）今は平らじゃない。ごらんのとおり、平らじゃないので、できるだけ平らにすると。平らというか、傾斜をつけて、それで雨水がしみ込む前に流れるような形に整形をするということ。（「中央部を高くして、周辺を低くする、こういう傾斜をつける」の声あり）そういうことで、この覆土のやり直しのような形になるわけですが、まずそういうことをしまして、その次に高濃度、先ほどごらんいただきました100を超えるようなところ、あるいは過去に超えていたところについては多機能性覆土で対応するというのを現在は考えてございます。

それから、安定する期間についてなんです。先ほど評価委員会のところでお話ししましたが、評価委員会の委員の任期は3年です。それで、再任も可能だというお話をしましたが、つまりここ3年では恐らくこの問題は終わらないだろうということは予想はしておりますが、いつになったらどのように安定してくるかというのはもう少し、先ほど、これは資料2ですか、硫化水素の経年変化とか、あるいは地温の経年変化とかのグラフをごらんいただきましたが、

モニタリングというのをもう少し続けていかないと、いつごろどうなるかというのはまだ言えないだろうというふうに考えております。

それから、PRBについてですが、これにつきましても、地下水の、先ほどモニタリングのところでご説明しましたが、定期的にガス抜き管にたまっている水、たまる水について水質調査をやっていくことにしております。その水質の変化を見ながら実施の時期などを考えていきたいというふうに、今のところではしております。

司会 そのほかにございましたら、お願いします。ご発言の際にまず、挙手とお名前をおっしゃってからお願いします。

住民C ちょっと私、立てないので、座ったままで。処分場から450メートルぐらいのところに住んでいるCと申します。

私とAさんでよくあの中へ入って、ガスの検知管でガスを測定したんですけども、化学物質過敏症になって、今あそこに行っただけでも次の日もう1日だめというような状況になっちゃって、ひどい状態なんです。

それで、私、聞きたいのは、やっぱり地域住民というのはこれからも永久にあそこに住み続けるわけですよ。子供も孫も含めてね。ですから、そういう人たちが絶対に害が出ないんだという安心して住める地域にしていかなきゃならないと思うんですよ。そういうことからすると、あその処分場に103万立方の産業廃棄物が入っているということなんですよ。この103万立方というのは物すごい量だと思うんですよ。しかも、私たち目撃している範囲では、焼却灰も含めて、いろいろな安定5品目以外の物もどんどん投棄されて、全然チェックしないで埋められているというのが現状で、しかも地下25メートル、30メートル近くまでどんどん入っていつているわけですから、それが県の方の方針でやると、これをとにかく表に出るやつは覆土で抑えてしまおうと。それから、これからの問題だろうけれども、ここから流れ出る問題の水についてはPRB工法でやるとか、まだそれは決まってないですけども、そういう方向なんですけども、果たしてそれで安心安全なのかということが問題だと思うんですよ。一つは硫化水素ガスというのは、10ppmとか0.02ppmで本当に人体に影響がないのかどうかということ。これは日本は非常に遅れてるから、硫化水素ガスの影響というのは外国あたりに行くともっと厳しい基準があると思うんですけども、ですから、これからずっと住み続けるためには、やっぱり本当に出なくなる、完全にもう出ないんだというところまでやってもらわないと、これは困るんです。

それから、もう一つはこの旧工区、新工区、かなり硫化水素の出てるのが、平成16年のやつ



と比べると、むしろ旧工区の方がかなり出ていると。これはあくまでも私の判断ですけども、いわゆる産廃物の上に覆土した、その間のあたりの全部調査してると思うんですよね。ですから、10メートルとか20メートル下のものについてはどうなってるかさっぱりわからないということだと思うんですよね。硫化水素というのは、表に出てくるやつと、今まで嫌気性でたまっちゃってるやつと、何かあればあんと出てくるというようなガスなんですよね。私たちもいろいろ実験やって、それはもう感じてるんですけども。ですから、県の方では硫化水素はいわゆる低減方向に行っているということを常に言っているんですけども、しかし20メートル、10メートル掘ったらもっとずっと硫化水素の方はあると思うんですよね。ですから、そういったところも含めて、評価委員会でこれ検討してもらわないと困るんだよね。ただ、評価委員会でいろいろ出たところのデータをとって評価して、はい、いいですよということになると私たち安心できないと思うんですけどもね。

それから、先ほどちょっと言ってましたけれども、廃棄物層まで掘るとやっぱり何が出てくるかわからない、ガスが出てくるというようなことを言ってましたけれども、そのくらい危険な物が入っているわけですよね。ですから、その辺をもう1回評価委員会なら評価委員会の中でやっぱり全体的に調査して、再評価しないと、私は安心できないと思うんですよ。今までのデータなんかも見ても、同じところで同じものをとってやってるわけですけども、そういうことでなしに、改めて評価委員会で全体的な見直しをするということも必要じゃないかなと。それをどう考えているのかね。

それから、滞留。いわゆる地下水の問題、一生懸命言われてますけれども、あの中にたまっている水ですよね。この前も、二、三日前も大水でもってあそこ満タンになっちゃったわけですけども、ああいったやつがやっぱり廃棄物と一緒にあって水がぐっと表に押し出されてくるという危険性というのか、幾ら遮水壁やっても出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の問題、どう対応するのかね。

それから、地下水の流れと滞留水の流れは必ずしも同じではないんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。だから、非常にその辺、むしろ産廃物の中にたまってる水が出てくるのが一番有害じゃないかなと思ってるんですけども。そうすると、初めからもうPRB工法とかそういった何かの方法が必要なんじゃないかなと思うんですけどもね。その辺、ちょっとお聞きしたいんです。ですから、ちょっと狭過ぎる多機能性覆土だと私は思います。この辺、もう少し広げてやる方法、考えてもらいたいと思うんですけどもね。

住民E 関連で。地元に住んでおりますEといたします。

いよいよもって、この評価委員会なるものが発足するわけですが、過去にいろんな委員会がございました。その際に、やはり地元住民の方々の委員会においての傍聴ということが認められたケースがあったんですが、今回この評価委員会での傍聴ということについては、どのようにお考えなのか。具体的には傍聴させていただけるのかどうか。その辺を伺いたと思います。環境生活部長（三部） 傍聴の方について、私の方からお答えしますが、基本的に私ども県事務局といたしましては傍聴については認めていただくといえますか、そういうふうに考えています。委員会ですので、これは委員の方々、委員長含めて、公開といえますか、傍聴ということについては決定していただくこととなりますが、我々事務局としては傍聴、要するに公開ということでもまいりたいというふうに提案したいと思っております。

それから、Cさんの方からございましたが、前の方の質問含めてなんですが、排水計画といえますか、これにつきましては基本的に現在の流れは維持すると。つまり、旧工区の方は北側の町道の方の排水の方に流れるようにし、農道側というか、東側の方に流れていくと。それから、新工区につきましては、東側の方の既存の水路、排水路がございますので、そちらというふうになります。詳細な部分については、先ほど多機能性覆土なり含めながら内部にどういうふうな排水路を1本つくらなくちゃいけないかとかについて、特に旧工区ですけれども、山を越えなくちゃいけない、山というか、途中で逆勾配になっていきますので、そういったところについて今造成計画の中で整形する中で整理しながらやっていくというふうに思います。そういうこととあわせて多機能性覆土をどの場所にしっかりと80センチやるとか、一般覆土を何センチやるとかということをやりながら、その辺については基本の流れを変えない格好でということでご理解いただきたいと思っております。次回、詳しくご説明できるかと思っております。

住民C 滞留水の深さは。いわゆる、雨降ったときにどんどん押し出されると思うんですね。環境生活部長（三部） この辺につきましては、今、町さんの方と打ち合わせしながらというところでございますが、町道、今の状況、高さ、あるいは東側の農道の高さ、この前1.1メートルを超える冠水1メートル以上ということで先ほど町長さんからございました。そういった部分については、荒川なり岩淵堰の改修計画、これは県の土木の方でやってございますが、それらの調整をしながら、これも次回お示しできるかと思っております。ただ、この前の台風4号のときのような、かなり長い時間、相当な量の雨が降ったときに、先ほど言いましたように、車が通行できなくなったような状況がございまして、その辺までが解消できるかどうかについてはちょっとなかなか難しいかなと思っておりますが、この辺は町道の高さなり含めて整理しながらと思

っていますが、通常降った雨のようなときには冠水して通行支障がないような格好にはやっていきたいと思いますが、数字的なものを含めて、これは次回ちょっと、きょう全然まだ検討終わってございませんので、次回お示ししたいと思います。

環境生活部次長（安齋） 一つ、全面的というか、もう少し多機能性覆土の範囲を広くしたらいいんじゃないかと……。 （「出るところに印がないような感じがするんだけど、我々の調査ではね」の声あり）これは平成16年度の調査結果、それからことし改めてやった調査結果に基づいて、まずは基本的には整形をきっちりして、さらに濃度の高いところについては多機能性覆土で硫化水素については吸着をするという、そこでまず支障は除去できるのではないかと、いうふうに現在のところ考えておりますので、まずはこれをやらせていただきたいというふうに考えております。

環境生活部長（三部） すいません、追加させてください。今、安齋次長が申しあげましたことを基本にさせていただきながら、先ほど作業をして、工事をしていく中で作業員が硫化水素で倒れてしまうのも困るんですけども、当然ながら状況の中で起きそうだというときには追加なり変更等しながらやっていくということで考えてございます。その辺については、数字、以上、どこでということが今ないものですから、それは工事をやる中で慎重を期しながら、新たに100を超えるようなところがあれば多機能性覆土の工事の場所を拡大していきたいと思っております。

住民C 基準値の問題だけれども、これは10ppm未満と書いてありますけれども、この辺の基準値を、10ppm超えなければいいんだというのが基本なんですか。県の方では。いわゆる硫化水素ガスの問題。

環境生活部次長（安齋） この地図で10ppm未満で、10ppmから始まっているということですね。これは特に測定結果をできるだけ見やすく色分けであらわそうということで、10、それから10～50、50～100というふうに設定をただけでありまして、特にこの地下での10というのを何かの基準にしようということでの10ということではございません。

住民A Aでございます。今の議論を聞いてまして、悪臭防止法で適用しなさいというふうなのは何年も前から言ってきました。それで、これは町長が知事に悪臭防止法適用を申請してなるということなので、直ちに、町長おいでなので、悪臭防止法の適用を申請していただければというふうに思います。それで、それは住宅地だから0.02ppmの上限がかかるということになると思います。それから、先ほど、これは直ちにやっていただくということでございますね。何もちゅうちょする何物もありませんので、お願いしたい。

それから、先ほど部長のお話の中で、一生懸命やってきましたと、我々も。一生懸命やってきた部分として例に挙げられたのが対応検証委員会。これは、廃対とは別のところでやったんだね。総務課が所管をしました。廃対がやってきた、環生部がやってきた委員会というのはいずれも中途半端で終わっています。この前の総合対策委員会って、カッコいい名前だったんだけれども、それは何の答申も出さないで知事にみんな任せてしまったということなので、今回の検証委員会も廃対の中にあっただけではだめだっていう、生活環境部の中にあっただけではだめだと思います。それで、委員の中にはPRBを推進した学者も含まれてるんだ。その人たちは検証する立場にないんですよ。検証を受ける立場にあるんだ。自分でベースをつくっておいて、PRBというのをやったということなので、これは委員として非常に不適格だろうというふうに私は今思っております。

それから、ずっと聞いてまして、検証委員会の検証井戸というのを提案したい。検証井戸。場外に開削した、下まで通る検証委員会の井戸。その中で汚水が見つかったらもうアウトだよということになりますので、これはだれでもが見られるような検証委員会井戸というのを3カ所ぐらい場外に掘るべきだろうと。開削ですよ。これは実際に委員会でやりますけれども。だから、まず離されないのかということです。総務課がやった対応検証委員会はそれなりの結論を出した。だけど、環生部でやっている委員会はみんな中途半端で終わってますね、これは。私もずっと委員をしてきましたのでわかりますが。それから、検証委員の人選で、その中にPRBを推進した学者が少なくとも2人いた。その人たちは検証する立場にあるんですか。検証を受ける立場なんでないか。これは人選としてまずいというふうに思っています。それから、検証委員会井戸というのを開削で外に掘って何とかしていきたいと。

まとめて言います。モニター、検証委員会の任期が3年だということで、ある人から意見をもらいました。3年で竹の内終わらないよ。10年はかかるって。モニターするのだって10年かかるんだよと。今、再任を妨げないということなんです、3年以上、私の命はもちません。だれかわりになるということなんです、検証委員会のやり方についても、総合対策委員会は1回目、ここで知事が来てここでやったんですね、こっちで。最後もここでやった。そういうふうな、地元から離れたところで検証委員会なんかやられたら、これは全然意味がないと。だぶっと台風が来て、だぶんとかぶったときにぜひ検証委員会、地元でやってちょうだいということになるわけですね。これを見てくださいというふうな話になってくると思います。それで、いずれにしろ、総合対策委員会で傍聴とか、現地でなるべく行うとか、そういうふうな、あとは傍聴人の発言も認めるとか、そういうふうなやり方がありましたので、それはこの際み

んな踏襲してもらおうということになると思います。それはお願いいたします。

まず、離してほしいというのは一つあります、これは。だから、離さなきゃ結果が出ない。一生懸命、対策室長がいろんなことをやろうとしたって、先輩に盾突くことになるんですよね、これは。先輩に盾突くんだもの。そんなことできるわけねっちゃ。いい子になんかなれないんだよ。だから、これやろうと思ったって改革はできないという立場にあるんだよなというふうに思っておりました。

もう一つあったんだね。まあ、いいです。思い出します。

環境生活部長（三部） 思い出していただきながら、後でまた。

評価委員会の所管している部局、私ども環境生活部竹の内対策室でございます。そういうことでございます。過去の中で検証委員会、総務部でございます。県庁の中で、私の部じゃないところでございますが、この辺はなかなか私としてやれないということじゃなくて、ご説明申し上げたいんですが、竹の内処分場対策室もそうですけれども、私ども環境生活部の中に健康、環境を守るということで、例えば環境対策課とか、あるいは自然保護課とか、そういう環境ベースやっているところございます。そういう意味で、私自身は対策をきちんとやるということ、工事をやるということを含めながら同時に、さっき安齋次長も含めて申し上げますように、環境基準に照らしてどうなのか。そして竹の内の持っている特殊性の中で地元住民の方々に対してどう理解していただけるのかということ、確かに信頼を置けないということもおありかと思いますが、私としては十分にやれるし、やっていきたいという思いでございます。この辺については、先ほど人事異動の件とも同じですが、知事から見てやはり環生部でなくて、これはAさんからございましたが、県の方の本部、対策本部なんです、これはかつて保健福祉部ということで健康関係の所管する部局でやってございました。現在はちょっと私の方でやっておりますが、その辺は知事、副知事に上げながら、全体的な判断を得てやれるものと。その中で私どもの方で今回の評価委員会の所管できるという思いでございます。保全関係をないがしろにするということじゃなくて、しっかりやれると、やっていかなくちゃならないということで、私自身としてはしっかりと考えていきたいと思っています。

それから、その評価委員会の中で傍聴を認めるなり、公開の話、先ほどございました。これはしっかりとやっていきたいと思っています。3年についてはということについては、これは県の条例で審議会を設置する場合について、おおむね3年程度と、余り短いのも余り長いのもということもあって、これは竹の内についての審議会、評価委員会ということじゃなくて、一般的な基準でございます。そういう意味で3年でございます。お話のように、5年かかるか10年か

かるか、あるいはもっと若干短いのかもしれませんけれども、そんなことはないと思いますが、これについては任期3年というのと、評価委員会が簡単に廃止されるというものではございません。その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、開催する日にちなり場所のお話がありました。これについては、今回、先ほどのきょうの説明会と同じですが、実施設計やっていくと、工事の内容が固まってくる前に、工事中のモニタリングについて初めに議論してやるということで、日にちを7月下旬というふうに設定されてきました。これについても、Aさん初め、地元から3人の方、入っていただくということで、日程調整について大変ご不満な面があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。次回、2回目以降について、場所なり日程については十分にほかの7人の方々を含めて調整しながら、現地開催なり、あるいは時間調整なりをしたいというふうに考えてございます。

それから、メンバーの中にPRBを推した人がということでございますが、具体的に申し上げなくてもおわかりかと思いますが、PRBが一番ノウハウを持ってやった方については、今回、Aさんのご意見のような部分じゃございませんが、私どもの中で、その中で総合対策検討委員会、あるいはまた平成17年度、18年度の基本設計の中で指導いただいた中の総合対策検討委員会の部会長さん以外の方々2人が入ってございますが、この方々についてはそれぞれ専門の分野からご意見いただけるということで、PRBについて確かに関係したご議論いただいた方だと思いますが、メインとなってお話しいただいた方ではないし、またそういったことと関係なく、審議会でご発言なり客観的な話をしていただけるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私の方からそんなところでよろしいでしょうか。もう一つの方の悪臭防止法の……。 (「そいつは」の声あり) 安齋次長の方から。

環境生活部次長(安齋) 悪臭防止法は地域指定制になっておりまして、町の中、全域指定ということもあるんですが、その地域の指定は知事が行うと。指定された地域内での悪臭防止するための規制措置のようなもの、悪臭対策については町が行うというような仕組みになっております。ということで、具体的にどういう地域を指定したらいいか、あるいはその指定された後、町としてどのような対応ができるのかについて、これは町の方と十分調整をしなければならぬと思います。それは今後進めていきたいと思ひます。

それから、井戸を掘ったらいいんじゃないかというお話でしたが、今のところ、先ほどのモニタリングの資料のところ、実は今地下水の水質をはかるための井戸としまして、処分場の

上と下、あと浸出水をとるための真ん中の部分、三つの井戸を持っておりまして、これで今のところは大丈夫でないかなと思ってますが、それ以上、あるいはこういう心配があると、こういうところにも井戸を掘るべきだというようなご意見があれば、きょうは工事期間中のモニタリングで、この次に工事後のモニタリングの計画をつくるためのまたこのような説明会、あるいは評価委員会でもご検討いただくわけですので、その辺具体的なお話をいただければと思います。

住民 A 今、お話の中で評価委員会の中に P R B を推進した学者はいないよというふうな話がありましたが、ということは P R B をやるという前提で評価委員会が成り立っているというふうに理解しましたので、よろしく願います。そうですね。

それから、もう一つ、あっちこっち多機能性覆土をやるよというふうな地図をいただきましたけれども、調査がこれでいいんですかという、全く不十分ではないかと我々は思ってるわけですね。きのうはここから出た、きょうはここから出た、あっちから出たという状況なので、調査がまるっきり不十分な状況でこのところとこのところとこのところ、多機能性覆土やるよなんていうのはもうこれは評価もヘチマもできないということですね。ちゃんとやるべきなんですよ、それは。毎日違うんだもの、言ってみればガス出てくるところが。全くこれは評価ないよというふうに思っております。

それから、井戸のことに関しては今のようなことなただけけれども、これは公開すると。みんなが井戸の底に入って、汚水がしみ出してくるか、しみ出してないのか見られるような井戸をやらなかったら、このような状況で私たちを信じてくださいなんて言われたって、これは信じられるわけがないというふうに私は思っております。そういうことだと思います。

まだ一つあったんだけど、とにかく調査がまるっきり不十分だよ。だから、多機能性覆土なんか全面にやるべきなんですよ、当然。当たり前です。こんなところで終わりだなんていうのは話にも何にもならないというふうに思います。以上です。

環境生活部長（三部） 確認ということで回答いたしますが、P R B については当然前の方針と変わってございません。水質の動向をきちんと見据えながら、それが支障を及ぼすのであれば、我々は P R B を基本にしながらといたしますか、P R B の対策をとると。そのための工事なりについては、当然ながら状況に応じた実施設計、遮水壁の設置とか、あるいは透過性反応浄化壁、いわゆる P R B のあり方についてなど、またその他詳細な部分が出てくるかと思いますが、それはその時点の動向を見ながら検討したいということでございます。

あと、公開井戸ということの役割については、我々も受けとめさせていただきますが、評価

委員会の方なりでもご議論いただきながら、その時期、場所について、現在の部分で我々のモニタリング計画で過不足があるのかどうかなどについて、ただ、公開ということの意味の部分が恐らくお互いに議論しなくちゃいけないかと思いますが、我々としては一般の方々がいつどういったときでも入っていったのぞいてみたりして、もし万が一のことがあったら当然我々の管理責任もありますので、その辺はしっかりと見守りながら、データについては当然ながら隠すような話は考えてございませんので、そういう公開の意義のところなりについてはしっかりと見据えながら検討していきたいというふうに思います。

司会 それでは、ほかにご発言されていない方でありましたらどうぞ。

住民F 一つだけ聞いていいですか。

環境生活部次長（安齋） Aさんの隣の方、どうぞ。

住民F 私、しばらく来なかったもので、ちょっと勉強不足で聞きたいんですけども。

すいません、近くに住んでいる、近くといたってここから東に2キロくらいのところで農家をやっていますFと申します。さっきから多機能性覆土ですか、言ってるんですけども、多機能性覆土の覆土の方、覆土というか土はどこから持ってきてるのかと、あと今産廃場に覆土されている土とどこが違うのか、それ1点。

あともう一つ、これは気持ちの上なんですけれども、これ以上は、要するに地域住民に悪影響を及ぼすような工事並びに行動ですか、きょうみたくちょっと出席者が少ないような、そういうことで一番最初からクレームがつくようなことはしないでほしいと。

あと、工事だろうが雨水だろうが、気持ちの上で、これ以上流してほしくないんですよ、正直言って。場外に出してほしくない。たとえば、この前みたいな大雨降ろうが何しようが、とにかく流してほしくない。これは気持ちの上なんです。農家としてもつ当たり前のことなんです。これだけです。私が言いたいのは。

竹の内対策室長（加茂） それでは、多機能性覆土の土をどこから持ってくるかというご質問でございましたけれども、多機能性覆土というのは普通の土に酸化鉄とかそういう薬品を混ぜたり、あるいは活性炭を混ぜたりしてつくるものでございますが、基本的には場外の土を利用してそれにそういう薬品を混ぜるということが一つ。それから、もう一つ、四つの層になるんですけども、一番上の層については現在土木工事で発生している残土を利用しようということで、その土の検査をしているところでございます。

それから、もう一つ、先ほどから部長も申し上げていますとおり、説明会の開催時期、不適當だということについては、部長が申し上げたように、おわびを申し上げます。



それから、水を流してほしくないということでございましたけれども、基本的には今回排水溝を設置するというのと、場内の整形をして雨水が地下に浸透しないようにするというので、できるだけ速やかに排水をするという工事をさせていただきますので、廃棄物に触れた水が地下に出るといふことはかなり軽減されるというふうに考えております。

住民F 場内の土を使うのであれば、同じことなんでないですか。たとえ薬品や何か入れたら。覆土に関して。

竹の内対策室長（加茂） 場内の土と申しますのは、現在、廃棄物を埋めた後に覆土をしているわけですね。現在でも覆土がされているわけです。場所によって何十センチ、あるいは何メートルということで覆土されていますので、それらを整形するときでこぼこを解消するという中で土の移動がございます。そういった土をその場で利用するという意味でございます。

住民F 理解できないですね。今のあれではちょっと。私が思っていることは、ほかから持ってきて、多機能性覆土ですから、みんな特別な土だと思ってるんですよ、正直なこと言ってね。だから、場内の土使うんだったらば、これは同じことじゃないですか。例えば、本当に言うと、近くの山から持ってきてなら話わかります、正直言って。それが場内の、今盛土してる土をよけてどうのこうのでは、ちょっとそれは納得できませんね。

竹の内対策室長（加茂） 多機能性覆土というのは、実は四つの層になっておりまして、一つは酸化鉄を含んだ土の層、その上に活性炭を含んだ層、それから雨がしみ込まないようにしっかりと密度の高い層、それから一番上が植栽をするための土の層ということで、4段目の一番上の層については、先ほど申し上げたように、山の土というか、土木工事で発生した残土を基本にしていくと。ただ、活性炭とかそういうものをまぜる下の層というのは、今の土を外に出すわけにはいきませんので、それをそのまま使うという考え方で前回お話をさせていただいたと思います。

住民F それで大丈夫なんですか。

竹の内対策室長（加茂） 大丈夫だと思います。

司会 じゃあ、後ろの方、先にお願ひします。

住民G 竹の内の近くに住んでいた、生ガスを10年近く吸い続けましたGと申します。

工事期間中のことに関してちょっとお尋ねしたいんですけども、処分場周辺に小さい幼児、それから小学生の方いらっしゃるんですけども、そういった住民の把握というんですか、家族構成なんかはちゃんと県の方で把握しているんでしょうか。

それと、工事期間中どうしてもガスが出ると思うんです。実際、日中はある程度風があった

りなんかでそんなに気にならないとしても、夕方から夜にかけてかなりすごいですよ、においが。ちょこっと掘っただけでもすごいにおいがだあっとガス出てくるもんですから、そういう場合にですね。それと、あと工事関係者の方はポータブル有毒ガス検知機というのを持参しての仕事のようなんですけれども、実際万が一何かあった場合、ガスが噴出したりなんかした場合には、近くの住民にどういったお知らせなり対策とか、そういったことをやってらっしゃるのか。万が一こういったとき、工事中にやっぱり気分悪くなったり、家族内で具合悪くなったりとか、そういったときの県の対処方法、そういったこともちょっと教えていただければありがたいんですけれども。

竹の内対策室長（加茂） それでは、お答えいたします。

幼児の方とか子供の方が工事中に危ないのではないかというご心配だと思いますが、工事をする際には当然監督員とか設けまして、それで例えば側溝の工事をするときには町道の通行については誘導するとか、そういった対策は講じていきたいと思います。また、朝の通学時間なんかはもちろん工事しませんし、あるいは日曜日とかそういったときにも工事はしないということいろいろな対策はこれから具体化させますけれども、講じていきたいというふうに考えております。

それから、期間中にガスが噴出するのではないかとということでございますが、先ほども若干ご説明したとおり、まず現地、工事してる場所でポータブルの検知管でガスを測定するということで、もしそれが程度にもよりますけれども、例えば住民の方々が避難したりしないといけなような程度の濃度になるとすれば、それはいろんなご連絡をするとか、あるいは応急的にそこを覆うとか、さまざまな対策の方法というのは今後工事の業者が決定してから、さまざまな方法を講じていくということで考えております。

それから、いろいろ具合が悪くなったということとか、どうすればいいんだということについては、そういったご連絡の窓口というのも確保していきたいと。いずれ、それは工事始まる時点、次回あたりに具体的にこれから詰めていきたいというふうに考えております。

住民D 先ほど、名前言いませんでした。Dです。

それで、確認的なことを言います。今、覆土の話が出ましたけれども、鹿沼土、これは新たに当然使うんだというふうに私は思っているんですが、当然使うんですね、これね。そうでなければ意味がありませんからね。今の土を盛っただけではそれは全然問題になりませんので、そこだけは言うておきます。

それから、安定5品目という問題について、私の記憶では県は調べたところ7%ぐらいが安

定5品目以外の物があるんだと、こういうふうなことをこれまで公表してきたと思うんですが、私どもは安定5品目以外の物はもうそれどころでないというふうには実は思ってるんですが、そういう論争がありましたけれども、少なくとも多機能性覆土ということで対応するということが今の段階でなってるわけなんですけれども、当然ガスとか汚水が出てるということから見れば、これは安定型処分場ではなかったということについては、これは県も認めているんでないかと、現実にね、というふうに思いますので、そこだけは確認をしておきます。

次に、スケジュールのことでございますけれども、この無害化した、時期についてはまだわからないと言いますけれども、無害化した。その後は、これは私どもは最大限、全量撤去というようなことを言ってきましたけれども、最大限やっぱり廃棄物については撤去をするということについて私たちはあきらめておりませんので、そのことだけははっきり言うておきますね。それは当然あそこの再生と再利用の関係での、そういう計画の中で必要な部分、例えば5メートルとか10メートルとか、そういう部分はこれは当然撤去すべきだという考えは捨てておりませんので、そういう前提でひとつ今後とも再生計画においては考えていただきたい。

それで、評価委員会の中で、ここに評価委員会の課題の中に処分場の廃止という問題が出てきましたよね。処分場の廃止の時期とかそういったことについても検討課題なんだというふうなことでございますので、廃止をする際には当然この再生、再利用という問題について、現地の再生というのはどのようにするんだという姿、展望についても当然明確にすべきというふうに思いますので、そのことだけは確認をしておきます。

住民F 関連してですけれども、もう一つどうしても納得できないのは、処分場の中の覆土、いわゆる周辺に全部雨水が入ってこないように側溝をつけるわけでしょう。対策室のホームページ見ると、処分場の中の滞留水の水位、プラスになったりマイナスになったりして常にこうなってるわけなんですけれども、恐らく荒川の川とこっちが連動して、向こうがふえるとこっちも処分場もぐっと上がってくるとか、減ってくるとまた向こうに出て行くとかいうことがあるんじゃないかと思うんですね。そうすると、最もひどい廃棄物の中にいろんな物質が含まれているわけです。それが行ったり来たりしてどんどんどんどん出て行くという可能性はないんですか、これ。かなり1メートルから2メートルぐらい多くなったり少なかったりしてますけれども、滞留水はね。そうすると、処分場の廃棄物が洗われて、どんどんどんどん出て行くという可能性は十分あると思うんですよね。その辺です。

竹の内対策室長（加茂） それでは、最初の方のご質問の方から答えさせていただきます。

鹿沼土ということでございましたけれども、鹿沼土というのはいわゆる酸化鉄というものを

含んだ土でございまして、その酸化鉄が硫化水素を吸着する能力があるということでござい  
ますので、鹿沼土にしろ、いずれにしても酸化鉄を含んだ土を利用するというござい  
ます。

先ほどちょっと現地の土のお話をしましたけれども、ちょっと私の説明、一部修正しますが、  
その酸化鉄を含んだ層というのは砂を入れます。砂と酸化鉄。それから、活性炭の層は、活性  
炭と砂を入れます。その上のバリア層を現地の土を利用して、その一番上の層を山を崩したと  
いうか、土木工事で発生した土を利用すると。そこには植栽をするというような計画でござい  
ます。

それから、安定5品目、7%というお話がございましたけれども、いずれにいたしましても、  
安定5品目以外の物が入っているということについてはおっしゃるとおりだと思います。

それから、スケジュールについて、撤去というお話もございましたけれども、現時点では私  
どもの提案している方法というのは撤去ではなくて覆土をすると、あるいはPRBをするとい  
うような方法でお話をしてくれているところでございます。

それから、Fさんのご質問でございますが、滞留水ですね。これまでの地下の水の流れの調  
査では、処分場の旧工区の奥の方から手前の方に、あるいは新工区の奥の方から手前の方に流  
れてきて、処分場の門の方に水が流れていると。それから、荒川の影響については、一番荒川  
に近い井戸は地下水の変化を見ると、川の水と同じような変化をしているので、一番荒川に近  
い地点は荒川の影響を受けているということだったと思います。ですから、処分場全体が荒川  
の水位と、処分場の方に荒川の水が押し込んでいるという状況ではないという調査結果だった  
と思います。

司会 そのほか、ご発言されていない方でご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。Bさんです。

住民B 先ほど、やっぱり覆土のことが不安だというふうにおっしゃった方がいらっしやいま  
した。それから、範囲をもっと広げられないのかという話もありました。先ほども私言いま  
したけれども、このどしゃ降りです。1年1年気候は大変なことになっていくんだらうと思うん  
です。そうすると、その多機能性、硫化水素を吸い取るんだと言うけれども、このどしゃ降り  
の中でその機能というのはたちまちのうちに消失するだらうと思うんです。整形するといっ  
たって、あのどしゃ降りです、それに2年3年となれば、その流出するというのは常識的に考えて  
相当なものだと思っんですよ。話の中でも、例えば毎年80センチずつちゃんとやっていくんだ  
というならば、話が出るんなら話は別ですけども、それからまた人間が簡単に死んじゃう致  
死量をはるかに超える量がわずか1.8メートルの中、そしてそこにわずか80センチ。そして毎

年毎年やっていくかとか、そのモニターどうするんだとかという、そこが一番肝心なところが私からすればやっぱりどうなのかなと。さっきの方が不安だというのは、私、本当にそう思います。

鹿沼土とか云々って出ましたけれども、多機能性という言葉を使ってますけれども、金額にしたらたかが知れてるんじゃないですか。そしたら、さっきも広範囲にと言われたように、どーんとやって、何で80センチという根拠が私はよくわかりませんが、厚さもぼーんとやって、それだって金額、たかが知れてるんじゃないですか。前回、知事がおいでになったときに、雨水対策の緊急対策のために600何十万円使ったとかという話がありました。ところが、緊急対策がちゃんと効果なしてないんじゃないかという話がありました。600何万円、どこか行っちゃったんですね。その600何万円でその多機能性土というのを買ったら、相当の土買えるんじゃないですか。そして、だれが見ても、特に今いっぱい発言なさってる方、特に今もうお帰りになりましたけれども、あの近くに住んでる方が全面的にこうやって土で覆ってくれ、厚さも80センチが2メートルにしてくれ、そしてモニターもきちっとやって、雨降るたびにやって、1年1年2メートルの厚さの層は絶対に守るんだと、そういうふうにしていくんだというなら私わかりますよ。堤防だって、これぐらいの水位に対しては大丈夫ですよと言いながら、あっちこっち決壊しているところ、いっぱいありますよ。あそこの荒川のすぐそばだって、何年か前決壊したことがありますし、今短時間の間に水量どっと上がりますよ。山、荒れてますから。私は毎日山の中腹まで通ってますからわかります。その水がどっどっあそこに来ることだってありますよ。宮城沖の地震よりも私は可能性高いんじゃないかなと思ってます。だから、たかが多機能性のこんな土だったら、全面、2メートル3メートルで覆うと、それぐらいの予算措置するということやって初めて誠意を持って皆さんのためにやっていますというふうに言えるんじゃないですか。それを状況を見て云々なんていうのは、私は無責任きわまりない発言だと思いますよ。自分の家族が、自分の知り合いが、だれかがあのそばに住んでたらそんなこと簡単に言えないと思います。私は、この多機能性土というのは全面に、厚さも相当に。80センチの根拠がこれで絶対だという、そういうものがあるならば、それをきちっと資料として出して、皆さんが納得するかどうか。そんなふうな話し合いしてもらいたいと思うんです。

それから、ちょっとこれはそれですけれども、私、ここにいらっしゃるマスコミの方をお願いしたいんです。こういう集会があると、マスコミでテレビで報道になります。県の方から、あるいは町の方から説明があります。そうすると、住民の方から質問いろいろ出ます。そして、特にAさんなんか、かっかしてるところなんか、よくテレビに映ります。ですけど、きょうこ

ここに人が集まらなかった、あんまりいないという、その理由は時間帯の設定あるかもしれませんが、さっきも私話しましたけれども、4軒の方は何にも悪いことしてないのに引っ越さなくちゃならなかったわけですよ。そして、県の対応に誠実さというものを感じなかったでしょう、もちろん。補償も何にもない。説明会に来れば来たで、大体日程を設定するところからとんでもない非常識な設定の仕方してるわけだから。だから、こういう場所に来ること自体がまたまた腹立たしさというか、怒りを思い出してむなしいというか、悲しいというか、あんな会議行ったら仕方ないという、むしろ私はそういう気持ちの方が多んじゃないかなと思うんです。だから、私はそういうふうな声なき、声出せない、そういう町民の人たちの声を、そういうふうな角度から私は竹の内産廃のことをきょういらっしゃるマスコミの方には報道していただきたいなと、私はそんなふうに思います。思いますじゃなくて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

環境生活部長（三部） 大きく二つあったかと思いますが、後段については先ほどの繰り返しになりますけれども、説明会の開催の仕方、場所、時間については、なお十分に皆さん方がたくさん集まっていたら、いろんな問題、課題を指摘、質問していただけるような場をつくることでまた努力させていただきます。きょうの部分について、いろいろ不十分な点があったことについては再度おわび申し上げます。

それから、多機能性覆土についての要望、ほかの方からもございました。区域、少ないんじゃないかということなり、あるいはまた経費の関係等なり、それから厚さ、3層、4層で多機能性覆土が80センチぐらいということでございますが、これについてはこれまでの説明会でそれほど詳しくはご説明してこなかった面もあって、この辺も反省しますけれども、先ほど言いましたように、平成17年度と平成18年度と2回にかけて、基本設計の中で実験室、あるいはまたミニモデルということで、これは現地で単なることで検証するような話じゃなかったんですが、室内実験を十分に繰り返して、多機能性覆土、活性炭なり酸化鉄がどの程度入っていたら硫化水素を吸着し、どのぐらいの量だと何年もつか、要するにどのぐらいの濃度のものが吸着できるかということを経験しながら、また実験しながらやってきた結果として、それはさらに余裕を見て設計している厚さなり、あるいは区域だというふうに我々は思っております。しかしながら、不安だということについては、私どももそういう地元の方々にはすれば当然な疑問といえますか、要望ということでございますが、先ほど言いましたような部分で資料を整理して、再度なり、多機能性覆土、きょう一切資料出しておりませんが、どういうふうな断面なのか、厚さなのか、あるいは前回ちょっと数十年もつかということひんしゅくを買った面も

ございます。昨年でございますが。そういうことを含めながら再度、初めて参加いただける方に対しても丁寧に説明するなり、また資料が膨大ですので、見ただけでわかりにくいと思いますので、説明会が基本になると思いますが、その他についても情報、月一遍お渡ししている中でなり、あるいはまたご要望等含めながら、町さんを通じて地区の方々にわかるように、そういうふうに検討したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。我々としては、安全率を見ながら、さらに工事の途中の中で万が一のことが起きないように、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

司会 そのほか、発言されていない方でご意見等ありましたらお願いします。

今まで発言された方でも結構ですから、何かございましたらお願いします。

よろしいですか。よろしければ、この辺で説明会の方を終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

町長さんから、よろしく願いします。

村田町長（佐藤） いろいろときょうの日程の関係ですとか、それからあと具体的な中身についての真剣なやりとりを含め、お話をいただきまして本当にありがとうございました。また、県の方からもそれぞれ答弁をいただいたところでございますけれども、町としましても、より身近な立場で皆さんの意見をこれからも聞くようなスタンスで取り組みたいと思っております。また、きょう意見の出なかった部分については、また町の方なりということでご意見を出していただけたらというふうに思っているところでございますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

司会 それでは、以上で説明会を終わらせていただきます。ご出席、大変ありがとうございました。